

(開会 午後1時40分)

事務局 それでは臨時総会を始めさせていただきます。

在任委員の過半数の出席をいただいておりますので、本日の会議は成立している事をご報告申し上げます。本臨時総会は改選後、初の総会でありますので、会長が互選されるまでの間、地方自治法第107条を準用し、最年長者を臨時議長に選ぶことが慣例となっております。このように取扱いいたしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

事務局 ご異議がないようですので、佐々木永薫委員に臨時議長をお願いいたします。

臨時議長 佐々木永薫でございます。臨時議長を務めさせていただきますので、ご協力の程よろしく申し上げます。

ただいまから、徳島市農業委員会臨時総会を開会いたします。

本日の総会は、農業委員会の委員の任期満了による任命の後、最初に行われる総会であり、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定により、市長が招集したものでございます。

それでは、内藤市長より招集のご挨拶がございます。よろしく申し上げます。

市長 【招集の挨拶】

臨時議長 ありがとうございます。内藤市長におかれましては、次の公務がございますので、ここで退席されます。

…市長 退席…

臨時議長 それでは、議事日程3「仮議席の決定について」お諮りします。ただいまご着席の議席を仮議席としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

臨時議長 ご異議が無いようですので、そのように決定いたします。

次に、議事日程4「委員自己紹介」を行いたいと思います。仮議席番号1番から順に、出身地区とお名前、また栽培品目など何か一言ございましたら、新しい委員さんもおられますのでよろしく申し上げます。まず、私から失礼します。(佐々木委員自己紹介…) よろしく申し上げます。では1番から申し上げます。

全委員 ～仮議席順に、農業委員自己紹介～

臨時議長 どうも、ありがとうございました。

次に、議事日程5「議事録署名者の選任について」でございますが、総会議事規則第10条の規定により、議長が指名します。仮議席番号1番岸本昇委員と、仮議席番号11番板東美佐緒委員の両名を指名します。よろしく申し上げます。

次に、議事日程6「会長の選任について」お諮りいたします。会長の選任について、事務局から説明をいたします。

- 事務局 会長の選任につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第2項に「会長は、委員が互選した者をもって充てる」と規定されております。
互選とは、互いの中から選挙して選び出すことを指し、投票によって行うのが原則です。
ただし、委員全員に異議が無い場合には、地方自治法第118条第2項及び第3項を準用し、指名推選による方法も差し支えないとされております。
指名推選の方法により会長を決定する場合は、被指名人をもって当選人と定めるべきかどうかをお諮りし、全員の同意があった場合には当選人となります。以上でございます。
- 臨時議長 ただいま事務局から説明いたしました。互選の方法について、いかが取り計らいますでしょうか。
- 板東委員 ただいまの説明では、指名推選による方法でも差し支えないということですので、指名推選による方法で行ってよいのではないかと思います。どうでしょうか。
- 臨時議長 ただいま、板東美佐緒委員から指名推選というご発言がありましたが、これにご異議ありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 臨時議長 ご異議が無いようですので、会長の選任の件について、指名推選による方法で行いたいと思います。
推薦したい委員はいらっしゃいますでしょうか。
- 岸本委員 川人泰博委員を会長として推薦したいと思います。
川人委員は、これまで2期にわたって会長を務められ徳島市農業委員会を牽引していただいております。
また、長年JA徳島市の椎茸部会長を務められ、部会を日本農業大賞受賞に導くなど、徳島市の農業の発展についても多大な貢献をされております。
その実績は県内でも高く評価され、人望も厚く、引き続きリーダーシップを発揮していただきたいと思います。
こうしたことを踏まえ、私は川人委員が会長として最も適任であると考えます。
- 臨時議長 ただいま、岸本委員から推薦がございました。その他に、ご推薦される方はございませんか。
- 全委員 なし。
- 臨時議長 ないようですので、川人泰博委員が、会長に指名推薦されております。これにご異議ございませんか。
- 全委員 異議なし。
- 臨時議長 ご異議が無いようですので、会長に川人泰博委員を選任いたします。
それでは、会長に選任されました川人委員はこちらにお越しいただき、ご挨拶をお願いします。

川人会長 【就任の挨拶】

臨時議長 会長が就任いたしましたので、これより議事の進行は川人会長にお願いいたします。議長を交代させていただきます。慣れない者でございましたが、皆様のご協力で厚くお礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

議長 佐々木委員には素晴らしい進行をしていただきました。ありがとうございました。それでは、総会議事規則第3条の規定によりまして、ただいまから議長の職を務めさせていただきます。議事日程7「会長職務代理者の選任について」お諮りいたします。この件について、事務局から説明をいたします。

事務局 会長職務代理者の選任につきましても、農業委員会等に関する法律第5条第5項に定められておりますが、会長の時と同じく、投票か指名推選の方法により決定することになります。

なお、会長職務代理者は、従来から2人とされており、指名推選の方法により決定する場合には、この2人に対して、全員の異議が無いことが前提となります。

議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、互選の方法について、いかが取り計らいましょうか。

政岡委員 会長職務代理者の選任につきましても、会長の選任の時と同じ、指名推選の方法でよいのではないのでしょうか。

議長 会長職務代理者の選任につきましても、会長の選任と同じ指名推薦の方法でよいのではないかということで、政岡委員からご発言がありましたが、これにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議が無いようですので、指名推選による方法で行いたいと思います。推薦したい委員はいらっしゃいますでしょうか。

佐々木委員 金澤委員と植田委員を会長職務代理者として推薦したいと思います。

金澤委員は、農業委員を平成11年7月から9期にわたり務められ、その間、会長職務代理者を4期務めてこられました。農業者としての実績も確かで、地元での評価も高く、これからの徳島市の農業と農業委員会を背負う人材として本命ではないかと思われま。

また、もうおひとりの植田委員は、徳島女性農業経営者ネットワークを設立され、今も代表をされております。女性農業者として、その実績はすばらしく、いろいろな農業関連の役職経験があり、昨年度は「農山漁村女性活躍表彰」で全国2位となる賞を受賞しています。

徳島県農業会議において、女性の視点も求められる中、その手腕を発揮できる人材であると確信しております。

こうしたことから、両名が会長を支える職務代理者として最適であると考えております。

議長 　　ただいま、佐々木委員から金澤敬治委員と植田美恵子委員を会長職務代理者としてご推薦がございました。
他に、推薦はございませんか。

全委員 　なし。

議長 　　金澤敬治委員と植田美恵子委員が、会長職務代理者として指名推薦されました。これにご異議ございませんか。

全委員 　異議なし。

議長 　　ご異議が無いようですので、会長職務代理者には金澤敬治委員と、植田美恵子委員の両名に決定いたします。
お二人には前にお越しいただき、就任の挨拶をお願いいたします。
まず、金澤委員さん、お願いいたします。

金澤職務
代理者 　　【就任の挨拶】

議長 　　それでは続きまして、植田委員さん、お願いいたします。

植田職務
代理者 　　【就任の挨拶】

議長 　　どうもありがとうございました。お二人につきまして、今後ともよろしくお願いいたします。
それでは次にすすめます。議事日程8「農業委員の担当地区について」につきましては、事務局に説明を求めます。

事務局 　　【説明】

議長 　　ただいま、事務局から説明がありましたが、ご質問・ご意見ございませんでしょうか。

全委員 　なし。

議長 　　それでは、特になければこのように決定したいと思います。ご異議ございませんか。

全委員 　異議なし。

議長 　　異議なしとのことですので、このとおり進めます。
それでは続きまして、議事日程9「総会議席の決定について」でございます。
総会議事規則第5条第1項では、「任命後最初の総会において会長が定める」ことになっております。
前回、農地利用最適化推進委員の15の区割りを基にして農業委員の担当区域を割り振り、第1区の区域担当を1番として順次番号を付番して、最後の19番を中立

委員としておりました。また、1つの区域に委員が2人いらっしゃる場合は氏名のアイウエオ順で番号を付しております。

今回も前回と同様に行いたいと考えております。ちょうど今、ご着席いただいております席が、推進委員の区割りの順と各委員の担当地区の順番が一致しており、最後が中立委員となっております。このまま多家良担当、岸本委員を1番として、順次番号を付番することとし、議席番号を決定したいと思います。よろしくお願いします。

それでは、事務局に議席番号を確認させます。

事務局 【総会議席番号、委員氏名を読み上げる】

議長 ありがとうございます。

ただいまの決定により、仮議席番号を議席番号といたします。

それでは会議を続けます。議事日程10「役員会及び農地利用最適化推進委員の出席等今後の体制」についてでございますが、事務局に説明を求めます。

事務局 【説明】

議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、ご質問・ご意見ございませんでしょうか。

全委員 なし。

議長 それでは、特になければこのように決定したいと思いますがお異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 それでは、ご異議がないようですので、このように決定いたします。

続いて、役員を選出したいと思います。役員については設置要綱第4条第2項で「会長が委員の中から指名する。」となっておりますが、職務代理者とも相談して決めたいと思います。少しお時間を頂戴したいと思いますがいかがでしょうか。

全委員 はい。

議長 それでは、ここで小休としたいと思います。15分程度の休憩とし、再開は14時50分からということにいたします。

〈 小休 〉

議長 小休前に引き続き、会議を開きます。役員を選出いたしましたので、ご報告いたします。

農地利用最適化推進委員に設定した区域等に配慮して、ブロックごとに指名します。

第1ブロックは、多家良地区担当の岸本昇委員、勝占地区担当の野口俊廣委員。

第2ブロックは、不動地区担当の久米裕純委員。

第3ブロックは、八万等担当の大貝美治委員、入田地区担当の板東美佐緒委員。

第4ブロックは、応神地区担当の坂東賢二委員。

第5ブロックは、国府地区担当の谷川興一委員をお願いします。

役員は、会長、会長職務代理者を合わせて10名になります。よろしくお願ひします。

なお、選出されました役員の方は、本日総会終了後に役員会を開催いたします。色々ご相談をさせていただきたいと思ひますので、ご参加をお願ひいたします。

それでは審議事項に移ります。本日の案件は、先に通知いたしましたとおり、議案第1号『農地利用最適化推進委員の委嘱の決定について』です。

それでは、このことについて事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、「農地利用最適化推進委員の委嘱の決定」について、ご説明いたします。「資料2」の、臨時総会議案をお開きください。

これは、農業委員会に関する法律第17条に基づいて、農業委員会が推進委員を委嘱しなければならないとなっているものです。担当区域における農地等の利用の最適化を推進する、ということで、担い手への農地利用集積集約化、遊休農地の発生防止解消、新規参入の促進という役割を担っていただくとして、ご覧の15の区域ごとに、農業委員さんと同じ時期に募集をいたしました。

結果として、定数18人に対して18人、区域も各定数にも合う形での推薦が得られて、記載のありますとおり、令和5年4月25日の旧の農業委員会で候補者選考委員会を開催し、結果、全員適任であるとの結論に至り、4月の総会で報告をしたところです。

今回新たな農業委員会となりましたので、改めてこの下の表にございます推進委員候補者への委嘱の決定について、皆様にお諮りいたします。順に読み上げます。

【順に読み見上げる】

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 ただ今事務局より説明のありました第1号議案について、ご異議・ご質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 それでは、採決いたします。第1号議案について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしとのことですので、原案のとおり決定いたします。7月31日開催の総会の場にて、推進委員候補者に委嘱状の交付を行いたいと思ひます。

以上をもちまして、令和5年7月、徳島市農業委員会臨時総会を閉会いたします。

次回は7月31日、農地利用最適化推進委員の委嘱式と毎月の定例総会がございますので、ご出席をよろしくお願ひします。

本日は長時間にわたり、お疲れさまでした。